

平成27年度 沖縄県障害者自立支援協議会 議事録

I 日時 平成28年2月12日(金) 10:00~12:05

II 場所 県庁6階第2特別会議室

III 出席者

(1) 委員

伊波 剛	地域生活支援事業所うむさばる相談支援専門員
安里 宏之	NPO法人なちゅら福祉ネット理事長
久手堅 憲太	相談支援センターハルハウス相談支援専門員
小浜ゆかり	NPO法人わくわくの会さぽーとせんたーi 所長
高良 幸伸	沖縄中部療育医療センター院長
中下 綾子	天久台病院相談室室長
大城 政之	県立島尻特別支援学校校長
城間 園子	県教育庁県立学校教育課主任指導主事
川村 浩樹	沖縄障害者職業センター所長
吉川 嘉朝	社会福祉法人 若竹福祉会 南部地区障害者就業・生活支援センター長、社会就労センター長
上里 一之	NPO法人チーム沖縄代表
田中 寛	公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会理事長
比嘉むつ子 (代理)	公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会
内間 安研	沖縄市健康福祉部障がい福祉課課長
下地 克浩	宮古島市福祉部障がい福祉課課長
島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科准教授
安村 勤	北部圏域アドバイザー
津波古 悟	中部圏域アドバイザー
溝口 哲哉	南部圏域アドバイザー
清水 聡	宮古圏域アドバイザー
津嘉山 航	八重山圏域アドバイザー
伊川 秀樹 (代理)	沖縄県子ども福祉統括監

(2) 事務局

障害福祉課

山城 貴子(課長)、渡久山 和之(地域生活支援班長)、知念 秀紀(同主査)、名嘉山 尚子(同主査)、国吉 絵里子(同主任)、仲宗根 由貴野(同主任)、椋野 清史(同主任)、崎原かおり(計画推進班主査)、稲福 由紀子(事業指導支援班主査)

IV 議事内容

1 報告事項

(1) 県内の障害者福祉等の状況及び各圏域のアドバイザー及び福祉保健所の活動状況

資料1の3頁～18頁の県内障害者福祉等の状況のまとめを障害福祉課が説明した。

資料1の21頁～32頁の各圏域・アドバイザー活動状況を障害福祉課が説明した。

ア 主な意見等

島村委員（沖縄大学）：

中部圏域から地域移行・地域定着支援のサービスがなかなか活用されず、制度がわからない、利用しづらいとの報告がある。どこの圏域も類似した状況だと思うが、その背景に何があると考えているか。

津波古委員（中部圏域アドバイザー）：

地域移行・地域定着支援を行う事業者は県の指定を受ける必要があるが、その事業所の数が少ない状況となっている。

安村委員（北部圏域アドバイザー）：

この事業の使いづらさはよく指摘されている。経費の問題があると思う。月300点（3,000円）で24時間体制を組まなくてはならず、経営的に難しいと事業所から指摘あり。また、計画相談に人を取られて手が回らない状況でもあると理解している。

島村委員：

経費の点もさることながら、それ以上に地域移行に関わる社会資源でつまづいていないか。医療機関とのネットワーク構築やグループホームが足りないなど、多くの要因が絡んでいる中で、いきなり地域移行を目指すことに無理があるのではないかと気にしているところ。策を講じるなかで、打開するきっかけになるような好事例はないか。

安村委員：

事業にこだわるとうまくいかないことは認識している。そこでネットワークづくりを先に進めている。医療機関、保健所、相談支援事業所など各市町村でテーブルづくりを試行している。事業の拡大よりは、スムーズな退院と住み続けられる環境づくりに向けたチームづくりに重点。その中で出てきた課題がグループホームの不足など、居住系サポートが少ないとの課題。それを住まいに関するワーキングで話し合う流れになっている。

中下委員（天久台病院）：

地域移行・地域定着にどの程度取り組んでいるかについて、昨年、精神科の病院にアンケートを実施したが、ゼロに近い件数。相談室長会の意見交換で発言があったが、病院では給付事業から離れて、それぞれの地域連携室や相談室がカンファレンスに事業所を招いて、事業の紹介をしてもらったり、一緒に退院先を探しに行く作業を行っている。つまり、地域移行・地域定着支援事業を使わずに動くということが多く行われている。

法改正の中で退院後生活環境相談員の配置や療養病棟の退院支援委員会などがあり、そこでご本人たちの意向を確認したり、必要に応じて地域に関わりのある事業所を招いてカンファレンスしたり、保健所や福祉事務所に入っていたりしている。制度を使うことより、もっとスピーディーに動けたり、具体的に連携を取れる場で動いているというのが実態。

天久台病院でも長期の患者さんの退院支援をしていくなかで、診療報酬との絡みもあるが、年間で十数人の退院支援を目標にご本人・ご家族に支援の概要を説明しながら取り組んでいるところ。ただ、やはり、在宅に戻ることができる方はほとんどおらず、場合によっては介護保険の住宅関係サービスの利用や障害福祉サービスのグループホームに退院していただいている。安村ADのご発言のように制度のなかでのマッチングが難しく、給付事業の利用には至っていないという状況がある。

島村委員：

地域移行支援・定着の制度が使いづらい状況にあるのだと思う。したがって、そこに注意を向けるよりは実際にやっていることに光をあてた方がいいのではないかと以前から考えているところ。つまり、その部分を評価して、県独自に施策を組み立てることでうまく進めることができる気がしていて、そのことを指摘させていただく。

上里委員（チーム沖縄）：

一つ目に、療育・教育分野及び各圏域の活動状況をお聞きした中で、まず、特別支援学級の生徒数が増えていると感じた。その中で、県・市町村の教育委員会及び各学校において、増加する発達支援が必要な子どもたちへの取り組み、及び家族の方々へのサポートについて先生方の研修会や校長の集まりの機会などに議論されているのか、またどのような取り組みがなされているのかお聞きしたい。

二つ目は、「サポートノートえいぶる」について、モニターの状況など活動状況をお聞かせ願いたい。

城間委員（県立学校教育課）：

障害のある子どもたちの就学について、特別支援学校及び特別支援学級の双方において生徒数が増加している。これは沖縄県のみならず全国的な状況。地域の中にいた子どもたちを特別支援学級・学校で就学させていこうという親御さんたちが増えてきているのではないと思う。その対応としては、県立学校教育課では、インクルーシブ・システム体制整備事業を実施しており、その中で管理職及び教職員全てに特別支援教育の研修を実施している。内容としては発達障害への対応も含め、教職員の専門性の向上に向け、取り組みを実施している。

また、現場で適切に対応できないという場合には、巡回アドバイザーや専門家チームを派遣している。

小浜委員（さぼーとせんたー）：

えいぶるについては、その初回版で、医療的ケアを必要とするお子様も含め全てのお子様が利用できるということを想定して、特別支援学校の先生方や保健所の方々で作成

したが、発達障害のあるお子様には使いづらいなどのご意見があった。そこで、今回のえいぶるは、発達障害のある方々が使いやすいえいぶるに改訂しようという方針で作成した。

以前のえいぶるを使用していた方々にモニターとなっていただき、どこが良く、どこに改訂が必要か事前に報告していただき、これを反映させながら検討を重ね、皆様のお手元にある試用版を作成することができた。

この試用版についてもご意見を募集し、次年度の完成を目指しているところ。

完成版ができた暁には、医療機関、教育機関、福祉機関など様々な機関が就労も含め発達障害の方々に関わっていく中で、「えいぶる」が共通言語となり、当事者の方々の日常の話題になるような形を目指している。

えいぶるを使うことで、親御さんたちが発達障害のある子についてゼロから説明する苦労を緩和したり、支援者の皆さんが親御さんと一緒に子の状況をまとめたり、生活の困りごとを共有するなど、そのような形を目指して次年度の完成に向けて取り組んでいるところ。

家族支援については、療育支援のなかで、各圏域からペアレントプログラム・ペアレントトレーニング、ティーチャーズトレーニングの活動を県の予算も活用しながら、各市町村にさらに広げたいと考えている。

2 協議事項

(1)各部会の活動報告及び平成 28 年度の活動計画

①相談支援・人材育成部会

資料 1 の 36 頁～39 頁に基づき、津波古部会長が説明した。

ア 主な意見等

伊波委員（地域生活支援事業所うむさばる）：

今、ご説明のあった研修について、強度行動障害ワーキングの「かな～方式」が紹介されていたが、相談員という職には、その職を目指して相談になった方もいれば、人事の都合上配置された方もいる状況。

支援への取り組みについては、相談員の置かれている状況で様々な形があるが、自ら研修に行って質を向上させようとする人もあれば、研修に参加できず支援の方法に手間取っている人、支援の方法の見当はついていないが、体力的についていけない人などがいる。その中で「かな～方式」は、支援の入り口として効果的ではないかと感じた。

また、相談支援専門員の定着率の低さについては、一年生、二年生の相談員が現場で困難な状況になったとき、相談できる状況、つまりスーパーバイズの体制が整っていれば大きな支援になると考える。

田中委員（沖縄県手をつなぐ育成会）：

保護者の立場からお願いしたいが、外部から相談員に来ていただくとき、どの程度ご本人のことを理解しているのか疑問符の付く相談員がいる。結論ありきで入ってしまい、誘導的な会話になっている。最初から、「この方は働けますよ。だから、こうしましょ

う」となると、支援計画自体をよくわかっていない場合が多い親御さんたちは、専門の方が言うことだから、「ああ、そうですね」となってしまいます。知的の場合はご本人の発言がなかなかでにくいもの。相談員の方には支援のあるべき姿を研修の中で伝えて欲しい。

イ 決定事項

提案した相談支援・人材育成部会の次年度の活動計画について委員の承認を得た。

②療育・教育部会

資料1の40頁～42頁に基づき、小浜部会長が説明した。

ア 主な意見等

高良委員（沖縄中部療育医療センター）：

報告事項「(3) 在宅の重度心身障害児に係る支援資源」について、当センターでも重度心身障害児の人工呼吸などの医療ケアを実施している。24時間ケアが必要なお子さんのショートステイや日中一時支援、通園事業を提供し、利用者数が増加の傾向にある。

しかし、現在、受け入れが厳しい状況にある。いったん受けると医療スタッフの仕事量が大幅に増え、介護を担当する職員の作業量も増加する。したがって、これは離島だけではなく、本島中南部でも共通の課題である。健康長寿課の事業を活用して実施していくという方針はあるが、中南部の状況も把握して進めていただきたい。

小浜部会長：

重度のお子さんを受け入れてくれる病院と福祉保健所も交えて会議を持ちつつ、どういう形を取れるかについて話し合いを進めているところである。

安里委員（NPO法人なちゅら福祉ネット）：

高良委員からお話のとおり、中部地区では状況が逼迫している。

最近、福祉施設でも看護師を配置する事業所が増えているが、医療機関での看護業務と福祉施設での看護業務に違いがあり、福祉施設の看護師には大きなプレッシャーがかかっている。その状況を地域レベルで改善したいがまだまだの状況。福祉施設に勤める看護師のケアとフォローアップを充実させ、地域で重度心身障害児を受け入れることのできる機関を増やしていく取り組みが必要だと感じている。

小浜部会長：

さぼーとせんたーiでも4人の看護師を配置し、人工呼吸器のお子さんも受け入れている。宮古で開設した事業所での重心の子の受け入れに不安があるとのことだったので、さぼーとせんたーiで何週間か研修を提供させていただいた。関係者が体制づくりにより一層協力することが求められていると思う。

大城委員（県立島尻特別支援学校）：

学校現場では児童デイサービスを多くの児童・生徒が利用させていただいているところ。ただし、登校の際に家族が通学を保証できないというケースが出ている。支援学校にはスクールバスがあるので通学に対応しているが、重度のお子さんでスクールバスに乗ることが困難な場合、通学そのものできない状況が生じてしまう。ショートステイを利用しているおさんは事業所の配慮で登校時にお手伝いいただく事例もあるが、ケースによってはご家族に支援が必要な場合もあるし、お車をもっていない家庭もある。その対応について、現在学校では懸念しているので、そのあり方について部会での協議項目に加えていただきたい。

小浜部会長：

これまで何度か移動支援の要綱の改定について圏域等で話し合ってきた。読谷村では村が独自の取り組みを行っているとも聞いているし、那覇市と与那原町での協議会でも毎年移動支援事業の要綱改正や大城委員が提起した案件は話題にあがっている。引き続きこの課題は取り上げていきたい。

上里委員：

現場を見ると、医療的ケアの必要な児童が増加している感がある。平成 24 年頃から介護福祉士も痰の吸引や経管栄養のチューブ装着などをできる体制が整ったはずだが、その後の 3 年間でどのような研修が行われ、何名の介護士の方々が技術を身につけたのか。

今後、小さな事業所ではますます看護師の確保が難しくなる。そういう状況では介護福祉士が痰の吸引ができるような体制づくりが急務であると思う。障害福祉計画にも位置づけて具体的な取り組みができないか。

障害福祉課：

痰の吸引の研修は毎年度実施している。その内容を療育・教育部会に報告できるようにしていきたい。ニーズに沿った事業となっているかも検討したい。

また、研修を受けるにしても事業所として相当な熱意がないと実施できない部分もあるので、宮古圏域での地道な関わり方など、事例の研究と積み重ねを行い、事業に広がりができるように取り組んでいく。

川村委員（沖縄障害者職業センター）：

サポートノートえいぶるは非常によくできている。その活用研修ができないか。例えば、障害者のライフステージに応じた支援という中で、療育の人、教育の人、就労の人、介護の人等で研修・協議を行い、使いこなす方策を考えることができれば有益。つくって終わりでは決してなく、えいぶるを活用した人材育成が実現できれば良いと思う。

気になるのは個人情報。管理と責任の所在を明らかにする必要があると思う。えいぶるを拝読して感じたのは、支援者が管理するのではなく、個人つまり当事者が携帯し、支援機関に提出する形が適切だと考える。この場合、知的障害者の方には管理が難しいはずだが、そこは検討課題だと思う。

小浜部会長：

えいぶるはご本人・ご家族が管理されることになっている。支援者にえいぶるの存在を知っていただいて、「えいぶるを持っていますか」などと聞いていただき、保護者で記載方法がわからない方がいれば支援者の方がお手伝いをするなど、当事者と支援者に連携して取り組んでいただく形を構築したい。管理方法についてはこれまで何度も話しあって、ご本人・ご家族に持っていただくことに決まっている。

書いてあることを見せるときも全部見せるのではなく、必要なページを抜き出して提示できるようにファイリングすることを現在考えている。試用版の中で、ファイリングとして抜き差しできるような形でリング式を考えているが、今後もリングの方がいいのではないかというところで、試用版の中で皆さんのご意見をいただきたいと考えている。

田中委員：

えいぶるをどう活用するかは親御さんの意識次第。せつかく記入したものが有意義に活用されないと書かなくなる。特に学校に対してえいぶるの有効性を伝えて欲しい。

イ 決定事項

提案した療育・教育部会の次年度の活動計画について委員の承認を得た。

③就労支援部会

資料1の44頁～46頁に基づき、津嘉山部会長が説明した。

ア 主な意見等**吉川委員（若竹福祉会）：**

支援者のスキルアップについては各圏域の共通の課題だが、実際に県内の就労移行支援事業所、A型の事業所では支援員の人数は全国的にみても充実していると考えている。

県から平成23年度～平成25年度の一般就労に移行した方々の人数を公表しているが、これがA型もB型も含めたリストになっている。これをできれば役割別の人数が把握できるリストにはできないか。そうすると、移行事業所やA型の市町村毎の適正な人数がどの程度であるべきかを圏域毎に検討する材料になると考える。ご検討願いたい。

また、一人も一般就労移行者を出していないA型もあれば、定員の20%以上の移行者を出しているA型があるなど全国的に二極化しているが、県内でも同じ状況であると推測している。これも市町村、圏域での検討材料になるので集計をお願いしたい。

津嘉山部会長：

ご指摘の通りであると考えている。事務局と調整する。

二極化している状況は予測できることなので、各圏域の就労部会も含めて今後確認していく。それを受け全県的な課題として何が抽出できるか分析したい。

川村委員（沖縄障害者職業センター）：

就労の人材育成については、当センターにおいても就業支援基礎研修を7年継続実施しているが、毎年100名を超える人材を育成している。来年度は全国的に実践研修を実施することとしている。

課題としては、研修で身につけていただいたことをどのように機関におとしていくかということ。その仕掛けを検討中だが、その際、圏域毎に育成プログラムを構築することがポイントだと考えている。来年度の業務運営計画を作成中だが、圏域の障害者就業・生活支援センターと意見交換しながら計画に盛り込んでいきたい。

ポイントとしては、これは私見になるが、機関として適切な人材育成を実施しているモデルがあると考えている。例えば医療系。病院では看護師という専門職の異動が頻繁なはずだが、病院の機能は損なわれることはない。そこにヒントを見いだせればと思う。

また、OJTについてだが、OJTにより向上した個人のスキルをどのように機関におとしこんでいくかの仕組づくりが重要であると考えている。

イ 決定事項

提案した就労支援部会の次年度の活動計画について委員の承認を得た。

④住まい・地域支援部会

資料1の48頁～50頁に基づき、安村部会長が説明した。

ア 主な意見等

内間委員（沖縄市障がい福祉課）：

市では安心賃貸保証等の事業を実施しているが、公営住宅での利用ができない状況。事業を実施している市の公営住宅が利用できない状況は好ましくないのではという話がある。また、駐車場等でバリアフリーのスペースは確保されているが、駐車場までの距離が遠く使いづらいとの声や入居応募時にバリアフリーのスペースを確保できたが、住んでみると条件が悪いなどの苦情が届いている。このことを県自立支援協議会の協議事項とすることを検討していただきたい。

安村部会長：

このことは精神障害者地域移行支援連絡協議会でも話題になっているので、引き続き協議していきたい。

イ 決定事項

提案した住まい・地域支援部会の次年度の活動計画について委員の承認を得た。

2 協議事項

(2) 権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）の設置について

資料1の51頁～53頁に基づき、障害福祉課が説明した。

ア 主な意見等

溝口委員（南部圏域アドバイザー）：

権利擁護部会には障害者施策のみならず、広く一般社会の常識を実践する部会活動を担ってもらいたい。共生社会条例とも連携する形が構築できることを期待している。

障害福祉課：

この部会は障害者権利条約などの基本的な考え方に基づいており、個別事案について裁定するものではなく、県の自立支援協議会に組み入れることで、障害者差別解消法や共生社会条例、虐待防止などの幅広い事案・取り組みが共有される場となる部会としたい。

イ 決定事項

提案した権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）について委員の承認を得た。

3 その他意見交換等

ア 主な意見等

清水委員（宮古圏域アドバイザー）：

相談支援・人材育成部会の家族向け勉強会についてだが、すでに終了した宮古圏域の勉強会では、ご家族等の参加のみならず、介護保険の事業所の参加が複数あった。

これまでは、サービス等利用計画や個別支援計画の作成は障害福祉の事業所で行われてきたが、介護保険のヘルパーのみの使用の方は日頃、障害福祉サービスの事業所との関係がない中で、急に個別支援計画の作成を義務づけられてきた。つまり、介護保険の事業所では、保護者・事業所職員の理解がないまま事業が進んでいる状況。そういう意味で勉強会の開催は有意義な取り組みであると実感した。

次に、療育・教育部会の活動報告にある診断にいたらない発達障害児（者）について、福祉と教育で連携して生徒を支援する形にならない中で学校現場に福祉の専門家が入っていった。児童デイサービスに繋がる例もあったが、親御さんが障害の認知に至らなかったり、中学生程度になると本人の認知がないと支援者が入っていけないケースが見られた。したがって、福祉と教育の支援システムを融合し、診断に至らない発達障害児のケースを生まないように地域の協力体制の構築が必要である。

下地委員（宮古島市障がい福祉課）：

就労支援に関する報告だが、宮古島市では、建設関係、農林関係の部署などが各事業所に就労関係の委託事業を発注している。例えば、公園の清掃やトライアスロンなどの

イベントの際の街路の花植えなどの発注である。優先調達推進法に関する施策実施においては、宮古島市は過去3カ年間、市町村の平均を上回っているところである。

内間委員：

協議会の協議事項が市町村に伝わる時期についてだが、年度末に協議会が開催されても人事異動の時期と重なり、必ずしも効果的ではない。

可能なら年度当初に開催され、その協議内容が予算編成時期の前に市町村に伝達され、予算、制度への反映が検討されることが望ましい。

また、えいぶると関連するが、沖縄市では自殺対策事業の一環で、「つながるシート」を作成し、市内部で教育委員会などと連携を図っているが、学校現場・指導主事の先生方と市長部局の職員の連携がスムーズに運べるよう、県から明確な方針が示されればありがたい。

権利擁護部会の関係では、虐待事例の支援体制は市町村だけでは弱いので、できれば新しい部会では市町村に対する技術的支援を強化できる体制づくりか話し合われなかと期待している。

田中委員：

傾向として、障害福祉施策への市町村対応にばらつきがある。各施策について統一的な見解を県から出していただきたい。また、協議会を年にあと一度は開催していただきたい。

障害福祉課：

協議会の持ち方について、2月に実施しているのは、圏域アドバイザーの活動を通じて協議内容を圏域や市町村に伝達して新年度の体制に結びつけようという意図がある。ただ、今回の協議会ではボリュームが大きすぎて十分な協議時間がとれないことは申し訳なく思っている。昨年度も年二回開催についてご提言があったので、次年度に向けて検討したい。

久手堅委員（相談支援センター ハルハウス）：

計画相談の事務の中で日々感じていることだが、市町村の定例会などで計画相談の課題を抽出しているが、市町村によっては委託の事業所のみが定例会に参加し、計画相談の事業所が定例会の参加メンバーに含まれていない状況がある。つまり計画相談事業所の課題が共有されない状態。相談員の定着率にも関わることだと思う。今後の検討課題としていただきたい。

伊川統括監：

田中委員のご発言のとおり、協議時間がもっと取ればより有意義な協議会になると感じている。この点をはじめ本日の協議会の意見を踏まえ、障害者支援体制の施策を推進していく。以上を持って本日の協議会を終了する。委員の皆様大変おつかれさまでした。

以上